

物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

物品管理規則の一部を改正する規則

物品管理規則（昭和42年岩手県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 重要物品 次に掲げる物品（<u>独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）附則第8条第1項の規定による売渡しを受けたものを除く。</u>）をいう。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(取得)</p> <p>第9条 物品管理者（準地方公所の長である者を除く。<u>以下この条において同じ。</u>）は、<u>購入及び寄附その他の方法</u>により物品を取得しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした書類によらなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(所管換え)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 物品管理者（会計規則第2条第5号に規定する東京事務所等の長である物品管理者を除く。）は、処分を要する物品（職員に対する職務上必要な被服として貸与された被服、動物、生産物その他物品管理者（各課等の長に限る。）が交換又は公益上の必要その他特別な理由に基づく譲渡の用に供するものを除く。）があるときは、各課等の長にあつては出納局長に、地方公所の長及び準地方公所の長にあつては広域振興局長<u>又は地方振興局長</u>に当該物品の所管換えをしなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 重要物品 次に掲げる物品をいう。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(取得)</p> <p>第9条 物品管理者（準地方公所の長である者を除く。）は、<u>購入、生産、寄附その他これらに類する方法</u>により物品を取得しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした書類によらなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(所管換え)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 物品管理者（会計規則第2条第5号に規定する東京事務所等の長である物品管理者を除く。）は、処分を要する物品（職員に対する職務上必要な被服として貸与された被服、動物、生産物その他物品管理者（各課等の長に限る。）が交換又は公益上の必要その他特別な理由に基づく譲渡の用に供するものを除く。）があるときは、各課等の長にあつては出納局長に、地方公所の長及び準地方公所の長にあつては広域振興局長に当該物品の所管換えをしなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。